

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当日)
たきときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 計量器の定期検査の実施
基本測量の実施

開発行為に関する工事の完了(三件)

都市計画事業の認可

◇ 選管告示 政治団体の設立の届出
指定団体の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

昭和五十七年三月十四日執行の鳥取県議会議員補欠選挙
の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収
入並びに支出の報告書の要旨

◇ 公安規則 刑事訴訟法第百八十九条及び第百九十九条第二項の規定
に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正
する規則

◇ 公 告 危険物取扱者試験の実施

採石業務管理者試験の実施

二級建築士試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百四十二号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百四十条の規定に基づき、境
港市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四
十三条の規定により告示する。

昭和五十七年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和五十七年五月二十四日から
昭和五十八年三月三十一日まで 当該計量器の所在の場所

二 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日 実 施 時 間 実 施 区 域 実 施 場 所

昭和五十七年 午前十時から
五月二十四日 午後三時まで 境港市 境港市境公民館

昭和五十七年
五月二十五日 " " " "

昭和五十七年 五月二十六日	午前十時から 午後二時まで	"	境港市外江公民館
昭和五十七年 五月二十七日	"	"	境港市渡公民館
昭和五十七年 五月二十八日	"	"	境港市中浜公民館
昭和五十七年 五月三十一日	"	"	境港市余子公民館
昭和五十七年 六月一日	"	"	境港市境中央公民館

鳥取県告示第四百四十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 作業種類 基本測量（国土基本図作成作業）
- 二 作業期間 昭和五十七年四月二十六日から昭和五十八年三月十日まで
- 三 作業地域 鳥取市、国府町及び郡家町

鳥取県告示第四百四十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和五十六年五月六日 鳥取県指令受都計第七号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市徳吉字上五反田（三工区）
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市弥生町二六三一四
有限会社橋本商事
代表取締役 橋本満義

鳥取県告示第四百四十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和五十七年三月三十日 鳥取県指令受都計第十九号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市秋里字藪ヶ土手

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市秋里八六七

坂本条太郎

鳥取県告示第四百四十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年二月二十六日 鳥取県指令受都計第三百二十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市上余戸字向上、字奥小山、字小山及び字山邊り

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町九七五―二

日建工業株式会社

代表取締役 河崎政千代

鳥取県告示第四百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づ

き、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年四月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

赤碓町

二 都市計画事業の種類及び名称

赤碓都市計画公園事業 第二・二・二号花見公園

三 事業施行期間

昭和五十七年四月二十三日から昭和五十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 東伯郡赤碓町大字赤碓字東花見地内

使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十七年四月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
足立幸後援会	松本 慶	松本辰雄	境港市小篠津町八九五	その他の政治団体
鳥取県LPガス政治連盟	太田豊三	下田尚夫	鳥取市松並町二一六〇	
安田省二期後援会	西尾美昭	小田義之	鳥取市富安二二〇	
真栄増雄後援会	景山敏夫	佐々木弘	境港市朝日町三九一	
下西を働かせよう会	村野 實	甲斐 孝	境港市朝日町三五	
浦木修一後援会	内田敏雄	浦木儀子	米子市車尾二八九一	
港英会	門永朝重	森脇牧夫	境港市昭和町二一四一	
鳥取県トラック運輸政治連盟	中尾鹿蔵	原 英吉	鳥取市丸山町二一九	

鳥取県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり指定団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十七年四月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

指定団体の届出をした者の氏名	公職の種類	指 称	主たる事務所所在地	代表者の氏名
野坂 浩賢	衆議院議員	野坂浩賢後援会	米子市昭和町六八一	中森 義人
安達 俊幸	鳥取県議員	あだち俊幸後援会	米子市和田町三四六八	矢倉 金春
島田 安夫	衆議院議員	島田安夫東部後援会	鳥取市二階町二二二五	民野芳之助
小林 準	鳥取県議員	小林じゅん後援会	米子市浦津一六二	岩谷 俊一

鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十七年四月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	異動事項	新	旧
金田裕夫後援会	代表者	西尾愛治	鶴田憲治
大橋二郎後援会	代表者	富谷誠一	由谷武之
日本社会党鳥取県本部	主たる事務所の所在地	倉吉市昭和町一八〇一七	倉吉市新町三一二二八九
自由民主党鳥取市大正支部	代表者	鳥取市富安一一四	鳥取市片原二一〇三
	代表者	田中米治	依藤武男

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 雄 蔵

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
林昭後援会	馬場重信	岩田 武久	鳥取市川端一〇一〇	政治団体の
亀山会	福田鷹幸	福田千賀雄	鳥取市桂木二四四一	政治団体の
徳永尚後援会	西山国雄	尾古 久雄	西伯郡中山町羽田井一六七	政治団体の

鳥取県選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十七年四月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 雄 蔵

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称 林 昭 後 援 会

報告年月日 昭和57年3月25日（昭和57年1月15日解散）

収入・支出の総額

(1) 収入 総 額	45,500円
ア 前年繰越額	45,500円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出 総 額	0円

政治団体の名称 亀 山 会

報告年月日 昭和57年4月2日（昭和57年3月10日解散）

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額	37,540円
ア 前年繰越額	540円
イ 本年収入額	37,000円
(2) 支出 総 額	37,540円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費（150人）	27,000円
寄 附（内訳別掲）	
個人からの寄附	10,000円
小 計	10,000円
合 計	10,000円

〔寄附の内訳〕

個人からの寄附

そ の 他	10,000円
小 計	10,000円

(2) 支出の内訳

政治活動費	
組織活動費	32,540円
その他の経費	5,000円
小 計	37,540円
合 計	37,540円

政治団体の名称 徳永尚後援会

報告年月日 昭和57年3月31日 (昭和57年3月20日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出 総額

2 収入・支出の内訳

支出の内訳

政治活動費

その他の経費

小 計

合 計

90円

90円

0円

90円

90円

90円

90円

鳥取県選挙管理委員会告示第六十五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定により提出された昭和五十七年三月十四日執行の鳥取県議会議員補欠選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和五十七年四月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 昭和57年3月14日執行鳥取県議会議員補欠選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 2,505,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	藤井省三	所属党派	無所属	期間	3月28日から 4月15日まで	第2回分
出納責任者氏名	中原 進					

収入	円	支出	円
今回計	0	通信費	39,810
前回計	2,000,000	今回計	39,810
総計	2,000,000	前回計	1,713,707
		総計	1,753,517

報告書受理年月日 昭和57年4月15日 第2回報告分

公安委員会規則

刑事訴訟法第百八十九条及び第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年四月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 坂 出 雅 己

鳥取県公安委員会規則第三号

刑事訴訟法第百八十九条及び第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察官等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第百八十九条及び第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察官等の指定に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 鳥取県警察本部の刑事部、警備部及び交通部に勤務する警部以上の階級にある警察官

規 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3第3項の規定により、危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和57年 4月23日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の種類

(1) 乙種危険物取扱者試験（第4類の危険物に係る試験に限る。以下同じ。）

(2) 丙種危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

(1) 日時 乙種危険物取扱者試験 昭和57年 6月25日 午前10時から
丙種危険物取扱者試験 昭和57年 6月25日 午後1時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
倉吉市蔵城279 鳥取県中部総合事務所
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
米子市東福原36 米子市農業協同組合大会議室

3 受験資格

乙種危険物取扱者試験を受けることができる者は、6箇月以上危険物取扱いの実務経験を有する者に限る。

4 受験手続

(1) 受験願書受付期間

昭和57年 5月14日から同月28日まで

（郵送による場合は、昭和57年 5月28日までの消印のあるものは、有効とする。）

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 乙種危険物取扱者試験を受験する者は、3の受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真 1枚

(受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面からの無帽かつ無背景の上三分身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

エ その他

危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第55条第6項の規定により試験科目の一部を免除される者にあつては、受験願書提出の際乙種危険物取扱者免状の写しを添付すること。

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

ア 乙種危険物取扱者試験 2,000円

イ 丙種危険物取扱者試験 1,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

6 受験願書等の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部消防防災課

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定に基づき、第11回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

昭和57年4月28日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験科目及び試験時間

試 験 科 目	試 験 時 間
ア 岩石の採取に関する法令(環境保全関係法令を含む。)	3 時 間
イ 岩石の採取に関する技術的な事項	

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 昭和57年6月1日(火)午前9時30分から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県庁第二庁舎第23会議室(7階)

3 受験手続

次の書類を住所地を管轄する土木出張所に提出すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、土木出張所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 3,800円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。

- 5 受験願書の提出期間
昭和57年4月26日(月)から同年5月15日(土)まで
- 6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。
- 7 その他受験についての詳細は、土木出張所に問い合わせること。

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により昭和57年二級建築士試験を次のとおり実施する。

昭和57年4月23日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格
イ 学科の試験

- 昭和57年7月24日現在において次の各号のいずれかに該当する者
- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学若しくは高等専門学校旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以上の実務の経験を有する者
 - (2) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者

- (3) 知事が(1)又は(2)と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者
 - (4) 建築に関して7年以上の実務の経験を有する者
- ロ 建築設計製図の試験
- 学科の試験に合格した者及び建築士法施行細則(昭和25年11月鳥取県規則第85号)第11条の規定により学科の試験を免除された者

2 受験申込受付期間等

- (1) 受験申込受付期間
昭和57年5月10日(月)から同月14日(金)まで
- (2) 受験申込書の提出先
所定の受験申込書を鳥取県鳥取土木出張所、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木出張所に提出すること。

(3) 受験手数料

2,500円に相当する金額の鳥取県収入証紙を受験申込書にはり付けること。

3 試験期日及び時間割

- (1) 学科の試験
昭和57年7月24日(土)
9時30分から12時30分まで 建築法規及び建築計画
13時30分から16時30分まで 建築構造及び建築施工
- (2) 建築設計製図の試験
昭和57年9月19日(日) 12時00分から16時30分まで

4 建築設計製図の課題

「老夫婦同居のための専用住宅(木造二階建)」

5 試験の場所

学科の試験

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校
建築設計製図の試験

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校

6 合格者の発表

(1) 学科の試験の合格者に対しては、昭和57年 8月24日 (火) にその旨
を通知する。

(2) 最終合格者の発表は、昭和57年10月26日 (火) に鳥取県公報に公告
するとともに合格者にその旨を通知する。

7 その他

詳細については、鳥取県土木部建築課、鳥取県鳥取土木出張所、鳥取
県倉吉土木出張所又は鳥取県米子出張所に問い合わせること。